



従業員が 新型コロナ ウイルスに感染

従業員へ補償できるか
不安…



労災 認定

感染経路が特定され、
業務中に罹患と
認定された場合

業務災害補償保険では
「労災認定身体障害追加補償特約」
がセットされていれば補償対象です。

労災認定 されず

感染経路が不明として、
業務中に罹患したと
認定されなかった場合

ご加入している
「上乗せ労災保険」では
補償対象外の可能性があります。

問題点 ①

感染経路が不明な場合でも従業員から
「安全配慮義務違反」として訴えられるリ
スクは排除できません。まずは従業員と
のトラブルを回避することが必要です。



従業員との トラブル防止に

業務中・業務外にかかわらず、新型
コロナウイルス感染症に感染した従
業員に対してスピーディーに補償可
能な特約をおすすめします！

特定感染症危険「後遺障害補償
保険金、入院補償保険金および
通院補償保険金」補償特約

問題点 ②

新型コロナウイルス感染症が発生した事業所では、**再発
防止のために、より厳しい感染防止策**が求められます。
仮に他の従業員への2次感染があった場合、企業側が
安全配慮義務違反を問われるリスクは高まります。

事業所の 感染防止対策に

従業員が新型コロナウイルス感染症
を発病した場合に、**事業継続、感染拡
大防止**のために事業者が負担する費
用を補償する特約をおすすめします！

特定感染症対応費用補償
(事業者費用補償特約用) 特約

※事業者費用補償(ワイド・実損型)特約が
セットされた契約に、自動セットされます。

詳しくは裏面をご覧ください▶▶

業務中・業務外にかかわらず、新型コロナウイルス感染症リスクを補償する

従業員の
ための補償

**特定感染症危険「後遺障害補償保険金、
入院補償保険金および通院補償保険金」補償特約**

事業者を守る
ための補償

特定感染症対応費用補償(事業者費用補償特約用)特約をおすすめします!



NEW!

2021年10月始期契約より、**特定感染症危険「後遺障害補償保険金、
入院補償保険金および通院補償保険金」補償特約**を新設しました。

●特定感染症危険「後遺障害補償保険金、入院補償保険金および通院補償保険金」補償特約

従業員が新型コロナウイルス感染症を含む特定感染症・指定感染症に罹患、保険期間中に発病し、その直接の結果として発病の日からその日を含めて180日以内に以下の状態となった場合に事業者から従業員へ支払う補償金について補償します。

①後遺障害が生じた場合 ②入院した場合 ③通院した場合

この特約をセットすることで、**労災認定がなかった場合でも**、また**労災認定を待たずに**、スピーディーに保険金をお支払いできます。

補償条件

感染・発病ともに**業務中・業務外問わず**

「通院」の定義

現実に病院もしくは診療所に通い、または往診もしくは**訪問診療**により、治療を受けること(**オンライン診療による診察を含む**)

NEW!

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、従業員等^(注)が特定感染症を発病した場合に事業継続、感染拡大防止のために事業者が負担する費用を補償する特約を新設しました。

特定感染症対応費用補償(事業者費用補償特約用)特約

例えばこんな時の費用に…

従業員が新型コロナウイルス感染症を発病したため、その従業員が業務を行っていた**事業所の消毒費用**および他の従業員に**在宅勤務させるために貸与したノートパソコンやタブレットの通信費用**を事業者が負担した。



対象
費用

- ①葬儀費用、香典、花代、弔電費用等の補償対象者の葬儀に関する費用
- ②特定感染症を発病した補償対象者が業務を行っていた事業場の消毒費用等の復旧費用
- ③特定感染症を発病した補償対象者の代替のための求人・採用等に関する費用
- ④特定感染症を発病した補償対象者の業務を代替する労役を得るために要した上記③以外の費用
※残業・休日勤務または夜間勤務による割増賃金、外注費、代替者の職場環境整備のために要した各種備品代等をいい、代替者の給与は含みません。
- ⑤特定感染症を発病した補償対象者と同一の事業場における他の補償対象者について、事業場以外の場所で事業を継続するために記名被保険者が貸与または支給する携帯式通信機器およびノートパソコン・タブレット端末の通信費用
※特定感染症の発病の日より前からこれらの携帯式通信機器およびノートパソコン・タブレット端末を使用していた場合は、その通信費用は含みません。

支払限度額

一連の発病につき、事業者費用補償(ワイド・実損型)特約の支払限度額または100万円のいずれか低い額を限度とします。

(注)本特約の補償対象者は、事業者の構成員(役員および使用人)となります。



本特約は、「事業者費用補償(ワイド・実損型)特約」に自動セットされます。(本特約単独では、ご加入いただけません)

●補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や支払限度額、ご契約の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。

●このチラシは日本商工会議所・全国商工会連合会・全国中小企業団体中央会を契約者とする団体契約「業務災害補償保険」の「特定感染症危険「後遺障害補償保険金、入院補償保険金および通院補償保険金」補償特約」および「特定感染症対応費用補償(事業者費用補償特約用)特約」の概要を説明したものです。詳細はパンフレットをご覧ください。

●代理店・扱者

代理店名:

住所:

TEL:

FAX:

●団体名

石川県中小企業団体中央会

●引受保険会社

三井住友海上火災保険株式会社

課支社名: 金沢支店金沢第二支社

住所: 石川県金沢市尾山町6-25

TEL: 076-223-9960

FAX: 076-262-5253

ビジネスJネクスト(業務災害補償保険)のおすすめ

新型コロナウイルス感染症拡大により、テレワーク・時差出勤など働き方が大きく変革し、従来の働き方では発生し得なかった**新たなリスク**が生まれてきています。
ビジネスJネクストなら、業務中の新型コロナウイルスによる感染への補償だけでなく、働き方の変革に伴う多様なリスクにも備えることができます！



1. 従業員の“業務中”の感染リスク



業務中に従業員が新型コロナウイルス感染症に罹患したら…
どうしますか？？？

「業務中に罹患したのに、会社からは何も補償はないの?!」

…とならないためにも、備えておきましょう！

“業務中”の新型コロナウイルス感染リスクへの備え が必要です！

2. テレワークに潜む労務リスク

新型コロナウイルス感染症拡大により、テレワークを導入する企業が増えています。
テレワークには、従来の働き方にはない**新たなリスク**も潜んでいます…

「従業員からテレワーク中のハラスメントについて訴えられたけれど、損害賠償金等が払えない!!」

…とならないためにも、備えておきましょう！



長時間労働・ストレス増大

- テレワークには、管理者による労働時間の管理が難しく、**長時間労働**になりやすいという側面があります。
- 普段と異なる環境で業務をすることによりストレスが増大し、**精神疾患の増加**にも関連するといわれています。

子どもが家にいるのに、普段と同じ成果を毎日求められ、業務時間が増えて毎日とても疲れている。

毎日深夜まで残業している社員がいたが、管理者も気付かず業務量の調整をしなかった。



Web会議の後に、『今度、他の格好も見てみたい。パジャマなんかもいいな』と言われた。

残業しているか確認するため、上司が遅い時間にオンラインミーティングを設定する。

見えない場所でのハラスメント発生

- Web会議システムの活用により、1対1でのミーティングなど管理者や他の従業員から見えないやりとりが増加します。
- プライバシー侵害や「**リモートハラスメント**※」が起こる可能性があります。

※テレワーク、リモートワーク中に受けるハラスメントのことです。

長時間労働により従業員がうつ病になり、家族が会社を訴えてきたら…
セクハラ・パワハラを受けた従業員が会社を訴えてきたら…

テレワークに潜む 労務リスクへの備え が必要です！

それぞれのリスクに対して、どのような補償で備えればいいのでしょうか…？
答えは裏面へ！

1. 従業員の“業務中”の感染リスクに備えるには？

基本の補償（※）



労災認定身体障害追加補償特約

特定感染症対応費用補償（事業者費用補償特約用）特約

（※）このチラシでは、「死亡補償保険金・後遺障害補償保険金支払特約」、「入院補償保険金・手術補償保険金支払特約」、「通院補償保険金支払特約」、「休業補償保険金支払特約」を「基本の補償」としています。

をおすすめします！

＜想定する事故例＞ 従業員が新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に感染し入院。業務中の感染であると労災認定された。



新型コロナウイルス感染症が、普通保険約款に規定する「業務に起因して発生した症状※」に該当する場合は、「入院補償保険金・手術補償保険金支払特約」、「通院補償保険金支払特約」、「休業補償保険金支払特約」の補償対象となります。（死亡補償保険金については補償対象外となります。）

※「業務に起因して発生した症状」とは、次の①～③の3つの要件をすべて満たす場合に限られます。

①感染が偶然かつ外来の原因によるもの、②感染が労働環境に起因するもの、③感染の原因の発生が時間的および場所的に確認できるもの

おすすめ特約①

＜労災認定身体障害追加補償特約＞ ※役員等については、政府労災保険の特別加入者である場合のみ、補償対象となります。

普通保険約款ではお支払いできない脳疾患・心疾患などの疾病^{（※）}、自殺行為または心神喪失等による補償対象者本人の身体障害について、労災認定された場合に、事業者が補償金などを支払うことによって被る損害を補償する特約です。（新型コロナウイルス感染症による身体障害についても、労災認定が支払要件となりますので明確です。）（※）業務に起因して発生した症状の場合は、普通保険約款で補償します。

基本の補償で新型コロナウイルス感染症（COVID-19）が補償対象となる場合でも、「死亡」は補償対象外ですが、この特約をセットし、かつ労災認定された場合には、「死亡」についても補償対象となります。

おすすめ特約②

この特約は、「事業者費用補償（ワイド・実損型）特約」をセットされたご契約に、自動セットされます。

※各感染症に該当するかは、発病時点での類別や指定によります。

＜特定感染症対応費用補償（事業者費用補償特約用）特約＞

役員等および従業員が保険期間中に特定感染症^{（※）}を発病した場合に、事業者が負担した葬儀等の費用、事業場の消毒費用、事業を継続するために貸与または支給する携帯式通信機器やノートパソコン等の通信費用などを補償します。

（※）「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する一類感染症、二類感染症、三類感染症、新型コロナウイルス感染症または指定感染症をいいます。

2. テレワークに潜む労務リスクに備えるには？

基本の補償（※）



3つのオプション

をおすすめします！

＜想定する事故例1＞ テレワークで長時間労働となり、従業員がうつ病を発症。労災認定された。

テレワークでは管理者による労働時間の管理が難しく、長時間労働になりやすいという側面があります。また、普段と異なる環境で業務をすることによりストレスが増大し、精神疾患の増加にも関連するといわれています。

おすすめ特約①

＜労災認定身体障害追加補償特約＞ ※役員等については、政府労災保険の特別加入者である場合のみ、補償対象となります。

普通保険約款ではお支払いできない脳疾患・心疾患などの疾病^{（※）}、自殺行為または心神喪失等による補償対象者本人の身体障害について、労災認定された場合に、事業者が補償金などを支払うことによって被る損害を補償する特約です。

（※）業務に起因して発生した症状の場合は、普通保険約款で補償します。



＜想定する事故例2＞ テレワークで残業が重なった結果、従業員がうつ病を発症し自殺した。
残業実態を把握できていなかった会社は、安全配慮義務違反を問われ損害賠償責任を負った。

「過労死」や「うつ病による自殺」など重大な事故によって訴えられ、会社に責任があると認められた場合、その損害賠償金は政府労災保険ではまかないきれないほど高額になる可能性があります。

おすすめ特約②

＜使用者賠償責任補償特約＞

従業員等が保険期間中、業務に従事している間に被ったケガまたは病気のために、事業者等が負担する法律上の損害賠償責任や訴訟費用等を補償する特約です。



＜想定する事故例3＞ リモートワーク中のテレビ会議で部下に「私服もかわいいね」と言った上司がセクハラで訴えられた。

働き方の変革により、テレワーク中のプライバシー侵害や「リモートハラスメント[※]」によって、ある日突然訴えられ、損害賠償責任を負う可能性もあります。
※テレワーク、リモートワーク中に受けるハラスメントのことをいいます。

おすすめ特約③

＜雇用慣行賠償責任補償特約＞

従業員等に対して行ったハラスメント・不当解雇等の不当行為、または、第三者に対して行ったハラスメント・人格権侵害に起因して、保険期間中に損害賠償請求がなされたことにより、事業者等が負担する法律上の損害賠償責任や訴訟費用等を補償する特約です。



ご注意

●補償内容が同様の保険契約（異なる保険種類の特約を含みます。）が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や支払限度額、ご契約の要否をご確認いただいたうえでご契約ください。
●このチラシは「ビジネスJネクスト（業務災害補償保険）」の「労災認定身体障害追加補償特約」、「特定感染症対応費用補償（事業者費用補償特約用）特約」、「使用者賠償責任補償特約」および「雇用慣行賠償責任補償特約」の概要を説明したものです。詳細はパンフレットをご覧ください。

三井住友海上火災保険株式会社

●ご相談・お申込先

MS&AD INSURANCE GROUP

本店 〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-9 三井住友海上 駿河台ビル

（お客さまデスク）0120-632-277（無料）

東京都千代田区神田駿河台3-11-1 三井住友海上 駿河台新館

電話受付時間 平日9:00～19:00 土日・祝日9:00～17:00（年末・年始は休業させていただきます）

https://www.ms-ins.com

2021.04/A3E21/92093-1/B



予期せぬ店舗休業

備えはお済みですか？

店舗経営に潜むさまざまな休業リスク

火災



隣の店舗で **火災** が発生。
自社の店舗にも類焼し、営業ができなくなった。

水災



集中豪雨 の影響により店舗が浸水。
長期間の休業を余儀なくされた。

感染症



従業員が **新型コロナウイルス** に感染。
保健所の指示で店舗の消毒が必要となり、消毒が完了するまでの間、休業を余儀なくされた。

事業への影響

休業による損害

- 売上高の減少
- 利益の減少（人件費等の固定費の支出は今までどおり）

営業を継続するための費用支出

- 仮店舗で営業するための家賃等の支出
- 保健所等の指示による店内の消毒費用の支出

営業再開時の諸費用

- 営業再開を広告するための費用支出 等

ビジネスキーパーの「**休業損害の補償**」にご加入いただくことで
さまざまな店舗休業リスクに備えることができます！



詳細は裏面をご覧ください

ビジネスキーパーの「休業損害の補償」は、保険の対象とした建物等が損害を受けるなどして、休業または営業が阻害されたために生じた損失に対して保険金をお支払いします。

*ビジネスキーパーの「休業損害の補償」には、「エコノミー」、「ベーシック」、「ワイド」、「ワイドP I u s」の4種類のご契約プランがあり、それぞれ補償内容が異なります。補償内容が充実している「ワイド」「ワイドP I u s」をおすすめします。(詳細はパンフレット等をご覧ください。)

お支払いの対象となる事故(「ワイドP I u sプラン」の場合)

- ①火災、落雷、破裂・爆発 ②風災、雹災、雪災 ③水ぬれ ④騒擾、労働争議等 ⑤航空機の墜落、車両の衝突等
⑥建物の外部からの物体の衝突等 ⑦盗難 ⑧水災 ⑨電氣的または機械的事故
⑩上記①～⑨までの事故以外の不測かつ突発的な事故 ⑪食中毒・特定感染症



お支払いする保険金

保険金の種類	保険金の内容	保険金の支払額 ^{(注1)(注2)}
① 休業損害保険金 	1日あたりの粗利益額の範囲内で「補償日額」を設定。営業利益の補てん、休業中の人件費等の固定費に充当も可能。	補償日額×休業日数
② 営業継続費用保険金 	仮店舗の家賃支出、店内の消毒費用 ^(注3) 等、営業を継続するために臨時に発生する費用	実費
③ 営業再開時臨時費用保険金 	営業再開を広告するための広告費用、再開時の特別セールのための景品・装飾費用等	実費

(注1)それぞれの保険金の支払限度額、保険金の支払額についての詳細については、普通保険約款・特約またはパンフレット等をご確認ください。

(注2)特定感染症の事故によって休業損害保険金をお支払いする場合は、①～③の合計で1回の事故につき、500万円を限度とします。

また、特定感染症の事故によって①、②の保険金をお支払いする場合は、14日間を休業日数または復旧期間の限度とします。

(注3)保健所その他の行政機関による施設の消毒指示によって、施設を消毒した場合の費用に限りです。

感染症の補償について

施設または施設が所在する建物等が、感染症の原因となる病原体に汚染され、またはその疑いがあり、保健所その他の行政機関による施設の消毒その他の措置がなされ、損失等が生じた場合に、以下の保険金をお支払いします。上記の事由を伴わない休業および行政機関からの要請等による営業自粛によって生じた損失等は対象外です。



※「ベーシック」、「ワイド」、「ワイドP I u s」のご契約プランで補償の対象となります。

1 特定感染症^(注1)の場合 (新型コロナウイルス感染症を含む)

1回の事故につき**休業日数14日・支払保険金500万円限度**に上記「お支払いする保険金」に記載の保険金をお支払いします。

2 指定感染症等^(注2)の場合 (新型コロナウイルス感染症を含まない)

緊急対応費用保険金として**20万円**をお支払いします^(注3)。
ただし、同一保険年度につき1回にかぎりです。

(注1)普通保険約款・特約に記載された感染症をいい、次のいずれかに該当するものに限りです。

- ①エボラ出血熱 ②クリミア・コンゴ出血熱 ③痘そう ④南米出血熱 ⑤ペスト ⑥マールブルグ病 ⑦ラッサ熱 ⑧急性灰白髄炎 ⑨結核 ⑩ジフテリア ⑪重症急性呼吸器症候群(SARS) ⑫中東呼吸器症候群(MERS) ⑬新型コロナウイルス感染症 ⑭鳥インフルエンザ(H5N1またはH7N9) ⑮コレラ ⑯細菌性赤痢 ⑰腸管出血性大腸菌感染症 ⑱腸チフス ⑲パラチフス

(注2)普通保険約款・特約に記載された感染症をいい、次のいずれかに該当するものに限りです。

- ①感染症の予防及び感染症の患者に関する法律第6条第8項に規定する指定感染症。ただし、新型コロナウイルス感染症を除きます。
②同法第6条第2項から第4項までに規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症。ただし、(注1)に記載の感染症を除きます。

(注3)新規契約の始期日または休業損害補償条項が途中で適用された日の翌日から起算して14日以内に生じた事故による損失等に対しては、保険金をお支払いしません。

このチラシは、「ビジネスキーパー」(事業活動総合保険)の特徴を記載したものです。詳細については「重要事項のご説明」またはパンフレット等をご覧ください。

三井住友海上火災保険株式会社

●ご相談・お申込先:

MS&AD INSURANCE GROUP

本店 〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-9 三井住友海上 駿河台ビル

(お客さまデスク)0120-632-277(無料) 東京都千代田区神田駿河台3-11-1 三井住友海上 駿河台新館

電話受付時間 平日9:00~19:00 土日・祝日9:00~17:00(年末年始は休業させていただきます)

<https://www.ms-ins.com>

73112 2021.01/A3F22/B (新)

休業損害補償 (オプション特約)

休業損害(事業中断)リスクへの 備えは万全ですか？

「休業による売上高の減少」・「営業継続のための費用支出」等を補償します。

休業損害の事故例

食中毒・特定感染症以外の事故

集中豪雨により店舗が浸水。
休業により売上高が減少。
さらに仮店舗の賃借料や
什器・設備等の購入費用が発生。



工場火災で生産ストップ。
休業により売上高が減少。
さらに復旧工事を至急対応した
ことにより、残業手当等の割増
賃金が発生。



食中毒・特定感染症の事故

使用人が新型コロナウイルスに感染。
保健所の指示で店舗を消毒し
完了するまでの間、休業。
売上高の減少や消毒費用が発生。



店舗で提供した食品が原因で
食中毒が発生。1週間営業
停止により売上高が減少。



火災等の事故による自社の財物の損壊リスク、事業活動に伴い他人の財物を損壊させたことによる損害賠償責任リスク等、事業活動には多種多様なリスクが存在します。なかでも火災や風水災、食中毒や特定感染症の発生による休業損害(事業中断)は事業活動に甚大な影響を及ぼすリスクのひとつです。このリスクに備え、ビジネスプロテクターの「休業損害補償特約」をご提案いたします！

「休業損害補償特約」を
セットしない場合

上記の損害や費用は補償されません！



- ビジネスプロテクターのベーシックプラン、ワイドプランどちらにもセットできるオプション特約です！
 - 支払限度額は、食中毒・特定感染症以外の事故の場合に1事故 5,000万円、食中毒の場合に1事故 1,000万円、特定感染症の場合に1事故 500万円です(営業継続費用保険金は内枠で1事故 500万円)。
- ※この特約がセットされるご契約の総支払限度額に含まれます。
支払限度額の詳細については、普通保険約款・特約(特別約款を含みます。以下同様とします。)をご確認ください。

補償内容(概要)については裏面をご覧ください



さまざまな事故による休業損害が補償の対象となります！

保険金をお支払いする主な場合

以下①～⑩の事故により日本国内に所在する被保険者の事業用の建物等^(注1)が損害を受けたことで生じた**休業損害**および**営業継続費用**(以下「損失等」)、または①の事由により営業が休止、阻害されたために生じた損失等を補償します。

- ①火災、落雷または破裂・爆発 ②風災、雹災または雪災 ③水ぬれ ④騒擾、労働争議等
⑤航空機の墜落、車両の衝突等 ⑥建物の外部からの物体の衝突等 ⑦盗難 ⑧水災
⑨電氣的または機械的事故 ⑩①～⑨の事故以外の不測かつ突発的な事故^(注2) ⑪食中毒・特定感染症

(注1)建物に隣接するアーケード等の隣接物件や電気・ガスの配線等の敷地外ユーティリティ設備を含み、工事の対象物や工所用仮設建物、工事現場に所在する工事用材料等を含みません。以下、同様とします。

(注2)不測かつ突発的な事故であっても、戦争や地震等、保険金をお支払いしない場合があります。

休業損害補償特約に以下の特約をセットすることで、お支払いの対象となる事故を限定することも可能です。

- ・食中毒・特定感染症補償対象外特約:①～⑩(⑪食中毒・特定感染症以外)に限定
- ・食中毒・特定感染症のみ補償特約:⑪食中毒・特定感染症に限定^(注)

(注)後述「感染症の補償について②指定感染症の場合」における緊急対応費用保険金も補償対象です。



お支払いする保険金

保険金の種類	保険金の主な使途	保険金の支払額 ^(注)
① 休業損害保険金	営業利益の補てん、人件費・水道光熱費等の固定費	復旧期間内の売上減少額×補償割合
② 営業継続費用保険金	仮事務所・仮店舗の賃借料や復旧工事を至急対応した場合の割増費用等	実費

(注)それぞれの保険金の支払限度額、保険金の支払額についての詳細については、普通保険約款・特約またはパンフレット等をご確認ください。

感染症の補償について

日本国内に所在する被保険者の事業用の建物等が、感染症の原因となる病原体に汚染され、またはその疑いがあり、保健所その他の行政機関による施設の消毒その他の措置がなされ、損失等が生じた場合に、以下の保険金をお支払いします。

上記の事由を伴わない休業および行政機関からの要請等による営業自粛によって生じた損失等は補償対象外です。



感染症の種類	補償内容
① 特定感染症 ^(注1) の場合 (新型コロナウイルス感染症を含む)	1事故 500万円を限度に上記「お支払いする保険金」記載の保険金をお支払いします。
② 指定感染症 ^(注2) の場合 (新型コロナウイルス感染症を含まない)	緊急対応費用保険金 ^(注3) として1事故および保険期間中について定額20万円をお支払いします。

(注1)普通保険約款・特約に記載された感染症をいい、次のいずれかに該当するものに限ります。

- ① エボラ出血熱 ② クリミア・コンゴ出血熱 ③ 痘そう ④ 南米出血熱 ⑤ ペスト ⑥ マールブルグ病 ⑦ ラッサ熱 ⑧ 急性灰白髄炎
⑨ 結核 ⑩ ジフテリア ⑪ 重症急性呼吸器症候群(SARS) ⑫ 中東呼吸器症候群(MERS) ⑬ 新型コロナウイルス感染症
⑭ 鳥インフルエンザ(H5N1またはH7N9) ⑮ コレラ ⑯ 細菌性赤痢 ⑰ 腸管出血性大腸菌感染症 ⑱ 腸チフス ⑲ パラチフス

(注2)普通保険約款・特約に記載された感染症をいい、次のいずれかに該当するものに限ります。

- ① 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第8項に規定する指定感染症。
② 同法第6条第2項から第4項までに規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症。ただし、(注1)に記載の感染症を除きます。

(注3)新規契約の始期日または休業損害補償特約が中途で適用された日の翌日から起算して14日以内に生じた事故による損失等に対しては、保険金をお支払いしません。

ぜひ、休業損害補償特約のセットをご検討ください！

ご照会・ご連絡先

代理店・扱者

※このチラシはビジネスプロテクター休業損害補償特約の特徴を説明したものです。詳細はパンフレットをご覧ください。

引受保険会社
三井住友海上火災保険株式会社 金沢支店金沢第二支社
住所: 石川県金沢市尾山町6-25
TEL:076-223-9960 FAX:076-262-5253

全国中小企業団体中央会会員の皆さまへ

従業員が突然のケガや病気で
働けなくなったとき
収入の減少に対する
備えはしていますか？



割引
60%
適用!

コロナ対策
もできる!

所得補償保険のご案内

ローコストで福利厚生制度が充実!

月払保険料は1口あたり**28円~187円!!**

※保険金額月額1万円、1口あたりの月払保険料(限度口数:200口)です。詳しくは裏面をご覧ください。

所得補償保険
導入による
メリット!



採用競争力の強化!

- 求職者が企業を選ぶ際、福利厚生制度が充実しているかどうかは、重要なポイントです。
- 採用HP・求人要領等でPRし、他社と差別化できます。



社員定着率が向上!

- 従業員に対し「安心して働き続けてほしい」という、メッセージ性の高い制度構築が可能です。
- 他社と比べ充実した福利厚生であることは、従業員のモチベーションUP、定着率の向上につながります。

モチベーション
アップ!!



全国中小企業団体中央会 所得補償プランの特長



保険料は60%割引

全国中小企業団体中央会会員の皆さまを対象としたスケールメリットにより60%の割引が適用されています。



**国内外問わず
24時間補償**

国内・海外・業務中・業務外を問わず、病気・ケガによる就業不能を補償します。



天災危険も補償

地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガによる就業不能も補償します。



手続きが簡単

加入時の医師の診査は不要です。本人の告知だけでご加入できます。



保険料は損金処理可

従業員全員加入の場合、貴社が負担された保険料は全額損金処理ができます。(2021年6月現在。記載の内容は今後変更される可能性があります。)(※詳しくは所轄の税務署またはご担当の税理士にご確認ください。)



**新型コロナウイルス
感染症も補償可能**

新型コロナウイルス感染症による就業不能も補償の対象となります。



話題の新型コロナウイルス感染症対策にも有効です!

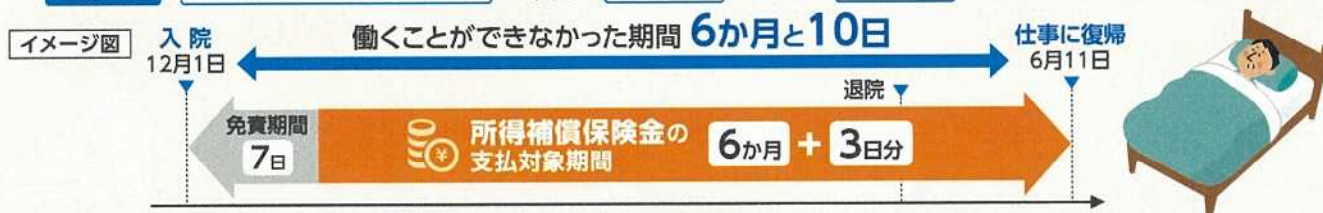
新型コロナウイルス感染症に罹患した場合は「医師の管理下または医師の指示により、臨時施設^(注)に入り療養することによる就業不能」の場合も補償の対象となります。

(注) 都道府県が用意する所定の臨時施設(ホテル等)を対象とします。なお、罹患された方が医師の指示により自宅療養する場合を含みます。

保険金のお支払い例

脳梗塞で12月1日から入院し、退院後、翌年6月10日まで医師の治療を受けながら自宅療養した場合

ご加入例 **てん補期間(保険の支払期間)** 1年間 **免責期間** 7日間 **保険金額** 10万円(月額・10口加入)



保険金のお受け取り額は以下のとおりです。(表示の金額は一例です。)

1か月目	2か月目	3か月目	4か月目	5か月目	6か月目	3日分*	所得補償保険金
10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	1万円	合計61万円 お客さまのお受け取り金額です。

※1か月未満の端日数が発生した場合は、1か月を30日として計算した割合により保険金の額を決定します。

計算式 保険金額10万円 × $\frac{3}{30}$ = 1万円

休職中の収入の減少が補償されるので
家族の生活の心配をすることなく、
安心して働くことができます!



月払保険料 | 保険金額月額1万円、1口あたりの月払保険料(限度口数:200口)

免責期間	7日	てん補期間(保険の支払期間)	1年
満年齢	1級職種	2級職種	3級職種
15~19才	28円	33円	38円
20~24才	41円	47円	56円
25~29才	46円	53円	63円
30~34才	57円	66円	77円
35~39才	71円	82円	96円
40~44才	89円	102円	120円
45~49才	106円	123円	144円
50~54才	123円	142円	167円
55~59才	132円	152円	178円
60~64才	139円	160円	187円

年齢は保険始期日(2021年10月1日)時点での満年齢です。
(中途加入の場合も2021年10月1日時点での満年齢です。)

職種例

- 1級職種**
一般事務従事者、医師、危険物を扱わない小売店主、弁護士、税理士 等
- 2級職種**
清掃員(屋内清掃)、デザイナー(図案家)、倉庫作業員、電気機械組立・修理工、看護師 等
- 3級職種**
金属工作機械工、自動車組立作業員、大工(普通大工) 等

保険料例



給与所得者

年齢 36才
平均月間所得額 25万円
職種級別 1級
加入口数 10口加入
月払保険料 710円

加入資格

お申込人

事業所(ご加入いただく事業所は、全国中小企業団体中央会の会員または会員の構成員であることが条件となります。各道府県中央会・組合そのものも含まれます。)

被保険者(補償の対象者)

事業主・役員・従業員(中央会・会員組合の役員・従業員を含みます。)のうち、下記に該当する方

- 2021年10月1日時点で満15才以上64才以下の方
- 健康状況告知の結果、ご加入可能な方

※事業主が保険料を負担して当該事業所の従業員が被保険者となります。
※従業員自身が保険料を負担して自らを被保険者とすることはできません。

保険期間および加入申込締切日

ご加入方法	加入申込締切日	保険期間
新規のお申込み	2021年9月17日(金)	2021年10月1日午後4時~ 2022年10月1日午後4時
保険期間中途からの申込み	補償開始月の前月20日 例 申込日5月20日 ⇒ 補償開始日6月1日 申込日5月21日 ⇒ 補償開始日7月1日	左記申込締切日の翌月1日午後4時~ 2022年10月1日午後4時

※このチラシは、保険の特徴をご説明したものです。詳細はパンフレット<中央会の「所得補償プラン」のすすめ>をご覧ください。
また、ご不明な点については代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

大樹生命保険株式会社は三井住友海上火災保険株式会社の代理店・扱者として損害保険代理店委託契約を締結しています。

当社は、以下の目的の範囲内で、業務上の必要に応じ、個人情報を利用いたします。

①各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い ②関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理 ③当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実 ④その他保険に関連・付随する業務

引受保険会社 三井住友海上火災保険株式会社

代理店・扱者 大樹生命保険株式会社

〒100-8123 東京都千代田区大手町2-1-1

☎0120-562-220(損保お客さま窓口)

平日9時~17時(土・日・祝日・年末年始を除く)

URL ▶ <https://www.taiju-life.co.jp>

● あなたのBESTパートナー